

労働者過半数代表信任投票候補者の意見表明

このたび、6名の候補者が労働者代表に立候補し、「労働者代表選出主要日程等」の「5 立候補者による互選」により、互選の話し合いを行いました。その結果、専任教職員の労働者代表候補3名の支持を受けた経済学部教授の木暮雅夫氏と、非常勤講師の労働者代表候補の3名の支持を受けた同非常勤講師の今井拓が日本大学経済学部の労働者代表最終候補となりました。

しかし、両名を含めた6名の候補者の話し合いは、両名のどちらを労働者代表として選出するのか決着を見なかったため、候補者6名全員の合意のもと、木暮雅夫氏と今井拓が話し合いを行いました。その結果、日本大学経済学部における労働者代表の選出および労使協定等の提出時期が迫っているため、二人の候補者が順に労働者代表としての信任投票を受けることとなりました。

この場合、日本大学経済学部における労働者代表は1名と定められているので、先に信任投票を受ける者が信任されれば、そのまま労働者代表となり、2番目の者の信任投票は行なわれません。そこで、いずれの候補者が労働者代表となつても、専任教職員に関わる問題は専任教職員の木暮雅夫氏の主導のもとに合議決定し、非常勤講師に関わる問題は非常勤講師代表の今井拓の主導のもとに合議決定すること、またその他の案件は労働者代表が主導して合議決定することという合意のもと、まずは、今井拓が労働者代表として信任投票に臨むこととなりました。

私は、この度、日本大学経済学部における労働者過半数代表の選出手続きにおいて立候補を行い、互選により信任投票の候補者となりました。互選においては、6人の立候補者の協議の結果、下記の事項の合意がなされました。その上で、二人の話し合いでも一人を選出することができなかつたため、まず、私が候補者となる形で、労働者代表の選出手続を進めることとなりました。

1. 非常勤講師規程の制定・改定・施行等主に非常勤講師や非常勤職員の雇用・労働条件等に係わる事項については、非常勤講師や非常勤職員の皆さんおよび専任教職員の皆さんとの意見を踏まえ、今回の選出にあたって立候補し、非常勤講師の立候補の方々から信任投票の候補として支持を受けた私の判断に基づき、過半数代表としての行為を行っていきます。
2. 上記1以外の36協定の締結、規程等専任教職員の雇用・労働条件等に係わる事項については、専任教員や専任職員の皆さんおよび非常勤教職員の皆さんとの意見を踏まえ、今回の選出にあたって立候補され、専任教職員の立候補の方々からも信任投票の候補として支持を得られた木暮雅夫教授の判断に基づき、過半数代表としての行為を行っていきます。

以上のこととを前提に、私の判断によって過半数代表としての行為を行う事項について意見を表明します。

今回制定・改定・施行が提案されている日本大学非常勤講師規程の最大の問題点は、1年毎に契約を更新する非常勤講師について、2016年以降新たに雇用された者について、5年の更新上限が定められて

いることです。この規定は、労働契約法で保障された無期契約への転換を申し込む権利を非常勤講師について制限しようとするもので、法の趣旨に反しています。労働者の側が争えば、その効力が否定される可能性もあるもので、就業規則で定める労働契約の内容にふさわしいものとは言えないため、就業規則から削除すべきであると考えています。また、この規定を維持したまま、非常勤講師規程を施行することにも反対します。また、今回の非常勤講師規程の改定では、非常勤講師の契約更新の条件として「研究業績」が新たに挿入されています。専任教員の場合に「研究業績」が審査されるのは、採用時と昇進などの場合であり、非常勤講師についてだけ契約更新時に「研究業績」を審査するというのは、非常勤講師を狙い撃ちにして、授業科目の担当から外すことが狙らわれているのではないかでしょうか。この点も、現状では就業規則に定める内容に相応しいとは言えず、削除すべきと考えます、またこの規定を維持したまま施行することにも反対します。

私は、このような立場から過半数代表としての対応を行っていきます。

2018年3月16日

経済学部非常勤講師 今井 拓

